

犬山市議会第62号議案

犬山市下水道条例及び犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

犬山市下水道条例及び犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説 明)

この案を提出するのは、公共下水道及び農業集落排水処理施設の使用料の額を改定するため必要があるからである。

犬山市下水道条例及び犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(犬山市下水道条例の一部改正)

第1条 犬山市下水道条例（平成元年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第17条関係）

区分	基本使用料 (1使用月につき)	従量使用料（1使用月につき）	
		排出量	使用料（1立方メートルにつき）
一般用	675円	5立方メートルまで	20円
		5立方メートルを超え10立方メートルまで	50円
		10立方メートルを超え20立方メートルまで	100円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	125円
		30立方メートルを超え100立方メートルまで	160円
		100立方メートルを超え500立方メートルまで	190円
		500立方メートルを超えるもの	235円
		公衆浴場用	480円
100立方メートルを超えるもの	一般用で算定した額の4分の1		

第2条 犬山市下水道条例の一部を次のように改正する。

別表第1一般用の項中「675円」を「850円」に、

「

20円
50円
100円
125円
160円
190円
235円

」

を

「

40円
50円
110円
155円
190円
230円
270円

」

に改め、同表公衆浴場用の項中「480円」を「575円」に改める。

(犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成12年条例第59号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第16条関係)

基本使用料	従量使用料(1使用月につき)
-------	----------------

(1 使用月につき)	排出量	使用料 (1 立方メートルにつき)
675 円	5 立方メートルまで	20 円
	5 立方メートルを超え 10 立方メートルまで	50 円
	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまで	100 円
	20 立方メートルを超え 30 立方メートルまで	125 円
	30 立方メートルを超え 100 立方メートルまで	160 円
	100 立方メートルを超え 500 立方メートルまで	190 円
	500 立方メートルを超えるもの	235 円

第 4 条 犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「675 円」を「850 円」に、

「

20 円
50 円
100 円
125 円
160 円
190 円
235 円

」

を

「

40円
50円
110円
155円
190円
230円
270円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和11年4月1日から施行する。

(公共下水道の使用料に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の犬山市下水道条例別表第1の規定は、令和8年4月1日前から継続して使用している公共下水道（犬山市下水道条例第3条第3号に規定する公共下水道をいう。以下同じ。）の使用で、同日前までの排出量に係る使用料が含まれる場合については、なお従前の例による。

2 第2条の規定による改正後の犬山市下水道条例別表第1の規定は、令和11年4月1日前から継続して使用している公共下水道の使用で、同日前までの排出量に係る使用料が含まれる場合については、なお従前の例による。

(排水処理施設の使用料に関する経過措置)

第3条 第3条の規定による改正後の犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、令和8年4月1日前から継続して使用している排水処理施設（犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第1条に規定する排水処理施設をいう。以下同じ。）の使用で、同日前までの排出量に係る使用料が含まれる場合については、なお従前の例による。

2 第4条の規定による改正後の犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、令和11年4月1日前から継続して使用している排水処理施設の使用で、同日前までの排出量に係る使用料が含まれる場合については、なお従前の例による。

○犬山市下水道条例の一部改正のための新旧対照表（第1条関係）

新（改正後）				旧（改正前）									
別表第1（第17条関係）				別表第1（第17条関係）									
区分	基本使用料 (1使用月につき)	従量使用料（1使用月につき）		区分	基本使用料（1使用月につき）		超過使用料（1使用月につき）						
		排出量	使用料（1立方メートルにつき）		排出量	使用料	排出量	使用料（1立方メートルにつき）					
一般用	675円	5立方メートルまで	20円	一般用	5立方メートルまで	550円	5立方メートルを超え10立方メートルまで	44円					
		10立方メートルを超え20立方メートルまで	100円				10立方メートルを超え20立方メートルまで	84円					
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	125円				20立方メートルを超え30立方メートルまで	104円					
		30立方メートルを超え100立方メートルまで	160円				30立方メートルを超え100立方メートルまで	129円					
		100立方メートルを超え500立方メートルまで	190円				100立方メートルを超え500立方メートルまで	154円					
		500立方メートルを超えるもの	235円				500立方メートルを超えるもの	199円					
		公衆浴場用	480円				100立方メートルまで	一般用で算定した額の2分の1	公衆浴場用	10立方メートルまで	385円	10立方メートルを超え100立方メートルまで	一般用で算定した額の2分の1
							100立方メートルを超えるもの	一般用で算定した額の4分の1				100立方メートルを超えるもの	一般用で算定した額の4分の1
備考 略				備考 略									

○犬山市下水道条例の一部改正のための新旧対照表（第2条関係）

新（改正後）				旧（改正前）			
別表第1（第17条関係）				別表第1（第17条関係）			
区分	基本使用料 (1使用月につき)	従量使用料（1使用月につき）		区分	基本使用料 (1使用月につき)	従量使用料（1使用月につき）	
		排出量	使用料（1立方メートルにつき）			排出量	使用料（1立方メートルにつき）
一般	850円	5立方メートルまで	40円	一般	675円	5立方メートルまで	20円

新（改正後）				旧（改正前）			
用		5立方メートルを超え10立方メートルまで	50円	用		5立方メートルを超え10立方メートルまで	50円
		10立方メートルを超え20立方メートルまで	110円			10立方メートルを超え20立方メートルまで	100円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	155円			20立方メートルを超え30立方メートルまで	125円
		30立方メートルを超え100立方メートルまで	190円			30立方メートルを超え100立方メートルまで	160円
		100立方メートルを超え500立方メートルまで	230円			100立方メートルを超え500立方メートルまで	190円
		500立方メートルを超えるもの	270円			500立方メートルを超えるもの	235円
公衆浴場用	575円	100立方メートルまで	一般用で算定した額の2分の1	公衆浴場用	480円	100立方メートルまで	一般用で算定した額の2分の1
		100立方メートルを超えるもの	一般用で算定した額の4分の1			100立方メートルを超えるもの	一般用で算定した額の4分の1
備考 略				備考 略			

○犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第3条関係）

新（改正後）				旧（改正前）			
別表第2（第16条関係）				別表第2（第16条関係）			
基本使用料（1使用月につき）	従量使用料（1使用月につき）			基本使用料（1使用月につき）		超過使用料（1使用月につき）	
	排出量	使用料（1立方メートルにつき）		排出量	使用料	排出量	使用料（1立方メートルにつき）
675円	5立方メートルまで	20円		5立方メートルまで	550円	5立方メートルを超え10立方メートルまで	44円
	5立方メートルを超え10立方メートルまで	50円				10立方メートルを超え20立方メートルまで	84円
	10立方メートルを超え20立方メートルまで	100円				20立方メートルを超え30立方メートルまで	104円
	20立方メートルを超え30立方メートルまで	125円				30立方メートルを超え100	129円
	30立方メートルを超え100立	160円					

新（改正後）			旧（改正前）		
	方メートルまで				立方メートルまで
	<u>100立方メートルを超え500</u>	<u>190円</u>			<u>100立方メートルを超え50</u>
	立方メートルまで				<u>0立方メートルまで</u>
	<u>500立方メートルを超えるもの</u>	<u>235円</u>			<u>500立方メートルを超えるもの</u>

○犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第4条関係）

新（改正後）			旧（改正前）		
別表第2（第16条関係）			別表第2（第16条関係）		
基本使用料（1 使用月につき）	従量使用料（1使用月につき）		基本使用料（1 使用月につき）	従量使用料（1使用月につき）	
	排出量	使用料（1立方メ ートルにつき）		排出量	使用料（1立方メ ートルにつき）
<u>850円</u>	5立方メートルまで	<u>40円</u>	<u>675円</u>	5立方メートルまで	<u>20円</u>
	5立方メートルを超え10立方メ ートルまで	<u>50円</u>		5立方メートルを超え10立方メ ートルまで	<u>50円</u>
	10立方メートルを超え20立方 メートルまで	<u>110円</u>		10立方メートルを超え20立方 メートルまで	<u>100円</u>
	20立方メートルを超え30立方 メートルまで	<u>155円</u>		20立方メートルを超え30立方 メートルまで	<u>125円</u>
	30立方メートルを超え100立 方メートルまで	<u>190円</u>		30立方メートルを超え100立 方メートルまで	<u>160円</u>
	100立方メートルを超え500 立方メートルまで	<u>230円</u>		100立方メートルを超え500 立方メートルまで	<u>190円</u>
	500立方メートルを超えるもの	<u>270円</u>		500立方メートルを超えるもの	<u>235円</u>